

杉並第三小学校PTA規約・細則

杉並第三小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 この会は杉並第三小学校PTAといい、事務所を同校内に置く。

第2章 目 的

第2条 この会は学校と家庭と社会とが協力して教育を民主化し、児童の幸福を増進する事を目的とする。

第3条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の福祉増進のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) この会は自主独立のものであって、他のどんな団体又は機関の支配や干渉を受けない。
- (3) 特定の政党、宗派にかたよることなく、また営利的な行為は一切行わない。
- (4) この会又はこの会の役員の名で、どんな営利的企業も支持しないし、またどんな職務（公私を問わず）の候補者をも推薦しない。
- (5) 学校の人事及び管理に干渉しない。(学校運営協議会委員を除く)

第3章 事 業

第4条 この会は第3条の目的を達するためにつぎの事業を行う。

- (1) 民主主義教育の体制確立に協力する。
- (2) 公費による教育予算の増額につとめる。
- (3) 児童の生活態度及び環境の改善に協力する。
- (4) 児童の保健衛生状態の改善に協力する。
- (5) 学校給食の充実に協力する。
- (6) 学校と家庭との連絡を緊密にする。
- (7) 会員の教養を深め、親睦をはかる。
- (8) その他必要な事業。

第4章 会 員

- 第5条 この会は次の会員をもって組織する。
- (1) 本校児童の父母又はこれにかわる保護者（以下 略称P）
 - (2) 本校に勤務する教職員及び事務職員（以下 略称T）

第5章 会 費

- 第6条 会員は会費として、年額 2,300 円を一括納入し、原則として返金はしない。
ただし、その事情により減額又は免額することができる。

第6章 経 理

- 第7条 （経費）この会の活動に要する経費は会費及びその他の収入をもってあてる。
- 第8条 （予算）この会の経理は定期総会で認められた予算にしたがい、別に設ける経理規定に基づいて行われる。
- 第9条 （決算）この会の経理は会計監査を経て定期総会に報告されなければならない。
- 第10条 （会計年度）この会の会計年度は4月1日から、翌年3月31日までとする。

第7章 役員及び会計監査

- 第11条 この会に次の役員をおく。役員（P）の人数は9名を上限とする。
- | | |
|-----|-----------------|
| 会 長 | 1名（P） |
| 副会長 | 原則3名（P原則2名、T1名） |
| 書 記 | 原則3名（P原則2名、T1名） |
| 会 計 | 原則3名（P原則2名、T1名） |
- 第12条 役員の職務は次の通りとする。
- 1. 会 長 この会を代表し、会を統括する。
 - 2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理を務める。
 - 3. 書 記 会の運営上、必要な事務を処理する。
 - 4. 会 計 経理規定に従って、経理事務を処理する。
- 第13条 この会に3名（P2名、T1名）の会計監査をおき、次のことを行う。
- (1) 決算報告を監査する。
 - (2) 年2回（1学期末と3学期末）経理状態を監査する。
 - (3) 年度末監査の結果を全会員に報告する。
 - (4) 役員会、運営委員会、委員総会に出席して意見を述べることができる。
ただし、議決に加わらない。
- 第14条 役員及び会計監査の任期は、承認されてから、次年度定期総会までとする。

第8章 会 議

第15条 この会に次の会議をおく。(PTAの仕組み<組織図>参照)

1. 総会

- (1) この会の最高決議機関として、全会員をもって構成される。
- (2) 総会を分けて定期総会と臨時総会とする。定期総会は原則として、毎年4月又は5月に開く。
- (3) 定期総会は次のことを行う。
 - ① 前年度の事業報告及び決算報告を承認する。
 - ② 年度事業計画及び年度予算を決定する。
 - ③ その他必要事項を決定する。
- (4) 定期総会は会長が招集する。ただし運営委員会が必要と認めたとき、また構成員の5分の1の要求があったときは、会長は1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
- (5) 総会の定足数は構成員の3分の1とし、委任状による出席を認める。ただし出席実員が構成員の6分の1以下であってはならない。

2. 委員総会

- (1) 学級代表委員、役員及び教職員で構成する。
- (2) 運営委員会が決めかねる重要事項を審議決定する。
- (3) 必要に応じ会長が招集する。

3. 運営委員会

- (1) 総会に次ぐ決議機関であり、校長、学校側運営委員、役員、各事業委員長、副委員長及び学級代表委員をもって構成する。
- (2) 運営委員会は次のことを行う。
 - ① 総会に提出する議案を決定する。
 - ② 各事業委員会の事業の実施計画を調整し、承認する。
 - ③ 予備費、別途積立金の支出計画の検討及び承認する。
 - ④ 必要に応じて臨時委員会を設置する。
 - ⑤ 新規事業を決定する。
 - ⑥ 役員及び会計監査が欠けたとき補充する。
 - ⑦ 必要に応じて補正予算を決定する。
 - ⑧ 必要に応じて選考規定、経理規定、慶弔規定、PTA細則の改廃を行う。
 - ⑨ その他必要事項を決定する。
- (3) 運営委員会は会長が招集する。ただし構成員の3分の1以上の要求があったときは、会長は運営委員会を招集しなければならない。
- (4) 議事進行係を構成員より選び、1名常置する。
- (5) 会長が必要と認めた場合には、構成員以外のものが運営委員会に出席して意見を述べることができる。

4. 役員会

(1) 役員及び各事業委員長をもって構成する。

①会務の運営に関する諸連絡及び渉外に関する諸事項の調整をする。

②その他運営委員会が必要とすること。

5. 予算委員会

(1) 役員、各事業委員長及び副委員長をもって構成し、次のことを行う。

①年度予算の原案を作成する。

②必要が生じた場合に、補正予算の原案を作成する。

③年度当初の暫定予算の原案を作成する。

第9章 事業・活動

第16条 この会の活動に必要な事項について調査立案し、かつ運営委員会が決定した事業を行うため、学級代表、広報、校外の各事業委員会をおく。

1. 学級代表委員会

(1) 学級、学年相互の連絡調整を行う。

(2) 親睦と交流を深めるための事業。

(3) その他運営委員会が必要と認めた事業。

2. 広報委員会

(1) 広報紙の編集発行をする。

(2) その他運営委員会が必要と認めた事業。

3. 校外委員会

(1) 児童の校外生活を指導し、災害の防止につとめる。

(2) 児童の生活環境の改善に協力する。

(3) その他運営委員会が必要と認めた事業。

第17条 前条に定める各事業委員会は、構成員の互選により委員長及び副委員長を定める。

学級代表委員会 委員長1名(P) 副委員長3名(P2名、T1名)

広報委員会 委員長1名(P) 副委員長3名(P2名、T1名)

校外委員会 委員長1名(P) 副委員長3名(P2名、T1名)

第10章 単位・組織

第18条 この会の単位組織として、学級会をおき、Pはこれに所属する。

(1) 児童の所属する学級毎に学級会を設け、規約に基づいて活動する。

(2) 学級会は構成員の互選により原則4名を選出し、次に分担を話し合いで決める。

学級代表委員 原則2名、広報委員1名(しいのみ学級を除く)、

校外委員1名(しいのみ学級を除く)

第 1 1 章 雑 則

- 第 1 9 条 会員及び校長は、すべての会議に出席して意見を述べる事が出来る。
- 第 2 0 条 本規約の他に、選考規定、経理規定、慶弔規定、P T A 細則を定める。
- 第 2 1 条 委員、委員長、副委員長の任期は選出された日から、後任決定の日までとする。
- 第 2 2 条 各委員及び役員、会計監査は兼任出来ない。
- 第 2 3 条 次にかかげる役職については 3 期連続して選ばれることは出来ない。
(1) 役員 (2) 各事業委員長 (3) 学級代表委員
- 第 2 4 条 本規約は総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改廃することが出来る。ただしその案は総会の 7 日前までに全会員に知らせておかねばならない。

- 付則 本規約は 昭和 29 年 4 月 1 日より実施する。 平成 2 年 4 月 1 日一部改正施行する。
- 昭和 30 年 4 月 1 日一部改正施行する。 平成 5 年 2 月 20 日改正施行する。
- 昭和 33 年 4 月 1 日一部改正施行する。 平成 6 年 3 月 11 日一部改正施行する。
- 昭和 41 年 2 月 7 日改正施行する。 平成 10 年 2 月 7 日一部改正施行する。
- 昭和 42 年 4 月 1 日一部改正施行する。 平成 16 年 5 月 21 日一部改正施行する。
- 昭和 47 年 4 月 1 日一部改正施行する。 平成 17 年 5 月 19 日一部改正施行する。
- 昭和 4 8 年 5 月 7 日一部改正施行する。 平成 26 年 5 月 15 日一部改正施行する。
- 昭和 51 年 4 月 28 日一部改正施行する。 平成 27 年 1 月 29 日一部改正施行する。
- 昭和 58 年 2 月 8 日一部改正施行する。 平成 29 年 5 月 16 日一部改正施行する。
- 平成 30 年 5 月 15 日一部改正施行する。 令和 3 年 5 月 13 日一部改定施行する。

選 考 規 定

- 第1条 本規定は、第7章に基づき役員及び会計監査の選出について定める。
- 第2条 会長は4月中に選考委員会を設ける。その構成は次の通りとする。
- (1) 各クラスより1名（しいのみ学級を除く）
但し、6年生が単学級の場合はこの限りではない（原則1名）
 - (2) 教職員1名（学校推薦）
- 第3条 選考委員会は、役員及び会計監査選出のための業務を行う。
- 第4条 選考委員長名で、業務開始を告示する。
- 第5条 役員（P）の候補者（1家庭1名）は次のように定める。
- (1) 6年Pを除く全会員。
 - (2) しいのみ学級に在籍する児童を持つ家庭は除く。
 - (3) 各学級より立候補、話し合いによる推薦、あるいは投票により選出された者。
（各学年より2名以上）
 - (4) 候補者はまず役員未経験者から最優先で選出される。役員未経験者が不在の学級（全会員が役員を経験済みの学級）は、役員経験者も候補者に含める。但し役員経験者が候補の対象となるのは、役員任期満了から5年経過後とする。
 - (5) 選考委員は除く。
 - (6) (3)(4)において問題が生じた場合、選考委員長の下で解決する。
- 第6条 選考委員会は、候補者を招集し、互選により次の通り役割分担を内定する。
会長1名、副会長原則2名、書記原則2名、会計原則2名（9名を上限とする）
- 第7条 選考委員会は、役員内定後に会計監査候補（2名）を選出する。
- 第8条 選考委員会で内定した役員（上限9名、役職記）及び会計監査（2名）は、全会員の投票により過半数の承認をへて決定する。
- 第9条 承認投票の結果は、氏名（役員の役職）を全会員に知らせる。
- 第10条 選考委員会の任務は役員決定の後終了する。

付則	本規定は昭和41年2月7日より施行する。	平成10年2月7日一部改正施行する。
	昭和42年2月8日一部改正施行する。	平成17年5月19日一部改正施行する。
	昭和43年1月一部改正施行する。	平成26年5月15日一部改正施行する。
	昭和52年1月改正施行する。	平成27年5月14日一部改正施行する。
	平成5年2月20日改正施行する。	平成29年5月16日一部改正施行する。
	平成6年3月11日一部改正施行する。	令和7年5月10日一部改正施行する。

経 理 規 定

- 第1条 本規定は杉並第三小学校PTAの経理業務の基準を定める。
- 第2条 本規定にいう経理業務とは次の事項をいう。
1. 会費の徴収整理に関する事。
 2. 金銭の出納保管に関する事。
 3. 会計帳簿、伝票及び付属書類の記帳作成及び保管に関する事。
 4. 予算及び決算に関する事。
 5. 財産の保管に関する事。
 6. その他の一般経理に関する事。
- 第3条 事業委員会会計は、各事業委員長及び副委員長が行う。学級会計は各学級委員が行う。
- 第4条 本会計は次の帳簿及び伝票を整理保管しなければならない。
会費集金台帳、金銭出納帳、銀行預金通帳、会費免除願、会費集計表、
項目別出納簿、支出集計表、支払伝票、支払証明書
- 第5条 前条の帳簿の保管期間は3年とする。ただし会計簿の保管期間は6年とする。
- 第6条 支払伝票、領収書は、墨又はインキで書き住所氏名を正しく記し親金の訂正は認めない。
- 第7条 その他の帳簿及び伝票、表類の様式はこの会の慣習及び社会的通念に従う。
- 第8条 支出は予算にしたがって行い、総会の決定以外流用を認めない。ただし、緊急の場合、運営委員会が予め承認した金額にかぎり、流用を認める。
- 第9条 支出に当たっては会長の認証を要する。
- 第10条 金銭は銀行に預金する。ただし会計は緊急必要な場合に備えるため、50,000円を限度として小口現金を常備することができる。
- 第11条 総会において承認を得た年度予算は執行後1学期末と3学期末に決算書を作成し、運営委員会の承認を求めるものとする。
- 第12条 予備費の支出は運営委員会の承認を得なければならない。ただし緊急の場合は事後承認でもよい。
- 第13条 予算残額が生じた場合は、次年度繰越金として次年度の予算に組み入れることができる。
- 第14条 会員は会計帳簿及びその他の書類の閲覧を求めることができる。
- 第15条 暫定予算は年間予算総額の20パーセントを超えることはできない。

付則 本規定は昭和41年4月1日より施行する。
昭和52年4月18日一部改正施行する。
昭和54年3月12日一部改正施行する。

平成2年4月28日一部改正施行する。
平成5年2月20日一部改正施行する。

慶 弔 規 定

第1条 (目 的)

この規定は、杉並区立杉並第三小学校PTAの慶弔金および見舞金の支給について定めたものである。

第2条 (支給事項の範囲)

慶弔金および見舞金を支給する場合は以下の各号のとおりとする。

- (1) 教職員の結婚 (結婚祝金)
- (2) 会員及び児童、教職員の死亡 (弔慰金)
- (3) 教職員の家族の死亡 (弔慰金)
- (4) 会員及び児童、教職員のけがや本人の住居が被災したとき (見舞金)
- (5) 会員及び児童、教職員に対する表彰(表彰)
- (6) その他必要と認められたとき

第3条 (結婚祝金)

教職員の結婚については、結婚祝金として5,000円を支給する。

第4条 (会員及び児童の弔慰金)

会員及び児童が死亡した場合は、下記の弔慰金を支給する。

- (1) 会員の死亡 5,000円
- (2) 児童の死亡 5,000円

第5条 (教職員の弔慰金)

教職員およびその家族が死亡した場合は、下記の弔慰金を支給する。

- (1) 教職員の死亡 5,000円
- (2) 両親の死亡 5,000円 (但し、同居もしくは実の両親に限る)
- (3) 配偶者の死亡 5,000円
- (4) 子どもの死亡 5,000円

第6条 (見舞金)

会員、児童、教職員が公傷による障害または病気のために、3週間以上の入院またはこれに準ずる療養を要する時は、見舞金5,000円の範囲内で支給する。

第7条 (火災見舞金)

会員、教職員の住居が被災した場合、火災見舞金として5,000円を支給する。

第8条 (教職員の表彰)

教職員が転退任の際は、1,000円程度の記念品を贈呈する。

第9条 (表彰)

会員及び児童の善行並びに功労のあったものに対しては、運営委員会において別途考慮し、表彰並びに記念品を贈ることが出来る。

第10条 (適用除外)

本慶弔規定において支給される弔慰金、見舞金は、大規模な天災などにより生じた場合は、適用除外とする。

第 1 1 条（その他の慶弔金）

前各条に定めのないものでも、状況により特に支給の必要があると認めた場合には、運営委員会の決定により慶弔金を支給することがある。

第 1 2 条（改正）

この規定の改正は、本部総務の議を経て、運営委員会の決定により行うことができる。

付則 本規定は昭和 41 年 2 月 7 日より施行する。

昭和 42 年 2 月 8 日一部改正施行する。

昭和 51 年 5 月 18 日一部改正施行する。

昭和 52 年 10 月 18 日一部改正施行する。

昭和 56 年 2 月 10 日一部改正施行する。

昭和 59 年 2 月 14 日一部改正施行する。

平成 5 年 2 月 20 日改正施行する。

平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

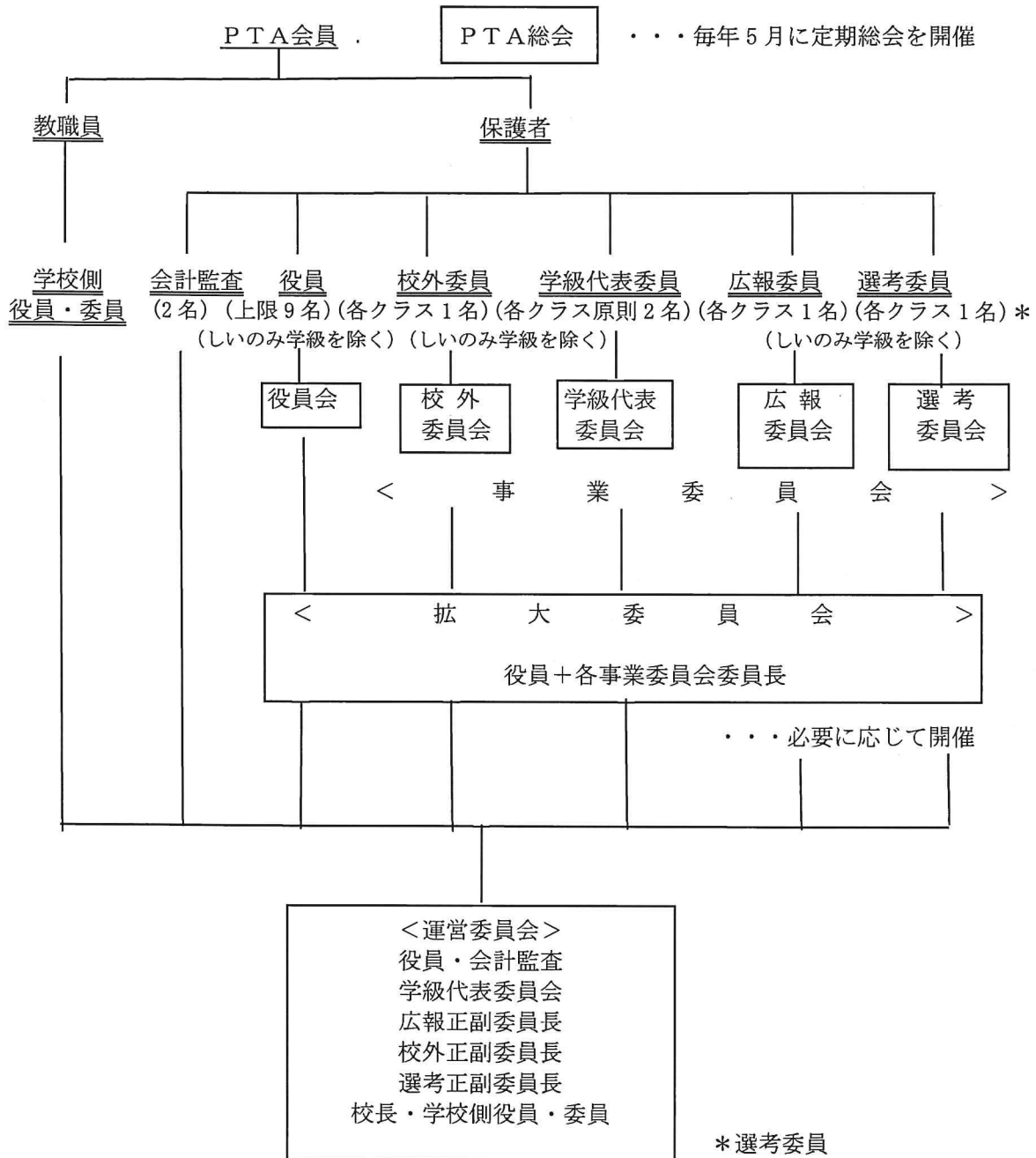
令和元年 5 月 23 日より一部改正施行する。

個人情報保護規定

- 第1条 本規定は杉並第三小学校 PTA(以下[杉三小 PTA という])の個人情報保護に関する業務の基準を定める。
- 第2条 杉三小 PTA は個人情報保護に関する法令、政令、条例、国が定める指針、その他の規範を遵守し、児童、会員の個人情報の保護に努める。
- 第3条 杉三小 PTA は、PTA 規約に定める事業の実施に必要な範囲においてのみ、個人情報の取得、利用及び提供を行う。
- 第4条 杉三小 PTA は事前に会員本人の同意を得た場合を除き、個人情報の第三者への提供はしない。ただし裁判所、警察署等、公的権限を有する機関からの合法的な要請等がある場合は、本人の同意なくして情報の提供に応ずる場合がある。
- 第5条 杉三小 PTA は、会長を個人情報管理責任者とし、収集した個人情報への不正アクセス、漏洩、滅失又はき損その他の事故を防止するために必要な措置を講じる。また不要となった個人情報は、適正かつ迅速に廃棄する。
- 第6条 杉三小 PTA は、会員から個人情報の開示、訂正等の要請または苦情があった場合は、適正かつ迅速に対応する。
- 第7条 杉三小 PTA は、個人情報保護の重要性を理解し、これを遵守すると共に必要に応じて見直しを行い、継続して改善に努める。

付則 本規定は平成 30 年 5 月 15 日より施行する。

PTAのしくみ



*選挙委員
6年生が単学級の場合はこの
限りではない(原則1名)

杉三小PTA細則

1. PTA総合保障保険について

- (a) 会員は、自動的に加入する事になっています。(年額 200 円程度)
- (b) 所定の保険料を、PTA会費徴収時に一括納入です。(会費 2,300 円+保険料)
- (c) PTA主催の催し物(サークル活動含)に参加し、負傷した場合支払われます。
担当役員(会計)まで、お問い合わせ下さい。

2. 各委員会活動費の支払いについて

- (a) 支払いは一括とし、学級委員及び事業委員長が支払い請求書に記入して印鑑を押して下さい。(印鑑のないものは支払いできません。)

3. PTA会費以外で集金する場合

学級で集めて使う金額

- (a) 500 円迄・・・先生方の病気・出産・結婚・会員の死亡・児童のお見舞い等
- (b) 1,000 円迄・・・学年、学級の各行事等
- (c) 上記の項目(a)に関しては一切返礼しない。

4. 学校施設を使う時の注意

- (a) 体育館、会議室、教室などを使用する時は、副校長先生に相談の上、許可を得て下さい。
- (b) 会議室を使用する時は、副校長先生まで連絡して下さい。
- (c) 会議室使用予定表は、職員室前廊下に備え付けてありますので必ずご記入下さい。
- (d) 会議室使用時の注意・・・電気・ガスヒーター元栓・水道の後始末に充分注意して下さい。
- (e) 会議室の中には、湯飲み・お茶の葉・ポット等が備え付けてありますので、それをなるべく使用して下さい。使用して出た生ごみ等は、各自で忘れずに持ち帰って下さい。
- (f) 主事さんに前もって断って、主事室でお湯を沸かすことができます。又、主事室の物(湯飲み、ポット等)を使用する場合は、副校長先生まで申し出て借りて下さい。
- (g) 校舎内ですので会議室、教室等の授業中の使用にはご注意下さい。
- (h) その他備品は、体育館前のPTA倉庫にあります。

5. 印刷物について

(a) P T A活動の印刷物には、会長名を必ず記入して下さい。

(b) 家庭数の時は(家)、児童数の時は(児)と表に書いて下さい。

(例 1 の 1 (家) 2 9 + 1)

(c) 全校配付の印刷物は家庭数、その他、予備として10部入れて下さい。

(d) 校長先生、副校長先生、各専科の先生(音楽・図工・家庭・養護・事務主事・栄養士等)への印刷物は、職員室の所定の引き出しに入れて下さい。

(e) 各事業委員会活動の印刷物は、印刷機にある表を参照して、会長、副会長、担当役員と各委員会担当の先生に配布して下さい。

(f) 学級会活動の印刷物は、印刷機にある表を参照して、会長、副会長、担当役員と学級代表委員正・副委員長に配布して下さい。

(g) 事業委員会で会合を開く時は、担当の先生、担当役員に連絡して下さい。

(h) 学級で会合を開く時は、各学年の運営委員の先生に連絡して下さい。印刷物配布先表と学校関係P T A組織表は、印刷機の横に提示してあります。

6. 杉並区立杉並第三小学校P T A個人情報保護方針

(a) 杉三小P T Aは、事業の範囲内でのみ、適切な個人情報の取得、利用及び提供を行ない、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取り扱いを行いません。これを役員・事業委員に徹底すると共に、それが守られるような措置を講じます。

(b) 杉三小P T Aは、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失又はき損に対し、適切な予防策ならびに是正策を講じます。

(c) 杉三小P T Aは、お預かりした個人情報に対して、その取扱いにおけるご本人からの相談や苦情には、適切に、かつ、迅速に対応します。

(d) 杉三小P T Aは、役員・事業委員が個人情報保護の重要性を理解し、適正な取扱方法を実施出来るよう周知徹底します。

(e) 杉三小P T Aは、個人情報保護に関する法令、政令、条例、国が定める指針、その他の規範を遵守します。

(f) 杉三小P T Aは、上記の措置を講じるための個人情報保護規定を策定し、これを遵守すると共に、社会環境などに照らして見直しを行い、継続して改善に努めます。

サークル内規

杉三小PTAサークルにおける規定を次の通り定める。

1. サークルは役員会の事業活動のもとおく。
2. サークル活動は、PTA活動の一環として、会員相互の親睦を深める事を目的とする。
3. 各サークルは、会員5名以上をもって構成できる。
4. サークルは、運営委員会において承認されたものとする。
5. 各サークル内では、世話係（キャプテン）1名を決める。
6. 各サークルは発足時において次の事を役員会に報告する。
 - (a) サークルの会員氏名及び会費
 - (b) 世話係（キャプテン）の氏名
 - (c) 使用会場の場所・日時
7. 各サークルの対外的行事への参加は、役員に報告する。
8. 各サークルは、サークル活動費（3,000円）並びにサークル会費で運営される。
9. 各サークルは、運営に支障のない限り、OB会員も参加する事が出来る。

付則 本内規は昭和52年4月1日より実施する。
昭和55年4月1日より実施する。

平成10年2月7日一部改正施行する。
平成16年7月8日一部改正施行する。
平成23年4月1日一部改正施行する。
平成27年1月29日一部改正施行する。
平成27年5月14日一部改正施行する。
平成30年5月15日一部改正・追記施行する。

杉並第三小学校 P T A 規約・細則

発行	第 1 版	昭和 43 年 3 月 20 日
	第 2 版	昭和 45 年 5 月 1 日
	第 3 版	昭和 46 年 3 月 20 日
	第 4 版	昭和 47 年 3 月 20 日
	第 5 改訂版	昭和 48 年 3 月 20 日
	第 6 改訂版	昭和 52 年 1 月
	第 7 改訂版	昭和 54 年 4 月
	第 8 改訂版	昭和 54 年 11 月
	第 9 改訂版	昭和 56 年 12 月
	第 10 改訂版	昭和 61 年 2 月
	第 11 改訂版	平成 2 年 6 月
	第 12 改訂版	平成 5 年 2 月 20 日
	第 13 改訂版	平成 6 年 3 月 11 日
	第 14 改訂版	平成 10 年 3 月
	第 15 改訂版	平成 11 年 12 月 4 日
	第 16 改訂版	平成 13 年 3 月
	第 17 改訂版	平成 15 年 3 月
	第 18 改訂版	平成 16 年 5 月
	第 19 改訂版	平成 17 年 5 月
	第 20 改訂版	平成 20 年 4 月 28 日
	第 21 改訂版	平成 23 年 4 月 1 日
	第 22 改訂版	平成 25 年 4 月 1 日
	第 23 改訂版	平成 26 年 5 月
	第 24 改訂版	平成 27 年 1 月 29 日
	第 25 改訂版	平成 27 年 5 月 14 日
	第 26 改訂版	平成 29 年 5 月 16 日
	第 27 改訂版	平成 30 年 5 月 15 日
	第 28 改訂版	令和元年 5 月 23 日
	第 29 改定版	令和 3 年 5 月 25 日
	第 30 改定版	令和 7 年 5 月 10 日

発行者 杉並第三小学校 P T A
東京都杉並区高円寺南 1-15-13
TEL (3314) 1564

編集者 杉並第三小学校 P T A